

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目 次	ページ
規 則	
◎私立学校法等施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎告示（学校法人等の会計基準に係る監査事項の指定）の一部改正（私学・大学支援課）	3

-----  
**規 則**  
-----

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年8月10日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第55号**  
**私立学校法等施行細則の一部を改正する規則**  
私立学校法等施行細則（昭和51年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
**高知県私立学校法等施行細則**

第1条の見出しを「（私立学校の設置の認可の申請手続）」に改め、同条第1項中「私立学校設置」を「私立学校の設置」に改め、同項ただし書中「以下同じ。）であるとき」を「）であるとき」に改め、同項第15号中「以下同じ」を「第3項第5号において同じ」に改め、同項第18号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項第8号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第3項中「第4条の2」を「第5条第3項」に、「次の各号に」を「次に」に、「6箇月前」を「6月前」に改め、同項第6号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7条の3又は第7条の5」を「第11条又は第13条」に改め、同項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項第4号	校長及び教員	課程等（第5項に規定する課程等をいう。以下この項において同

		じ。）の設置に係る教員
第1項第5号	事務職員その他の職員	課程等の設置に係る事務職員その他の職員
第1項第6号及び第7号	校地、校舎その他の施設	課程等の設置に係る校地、校舎その他の施設
第1項第8号	校具及び教具	課程等の設置に係る校具及び教具
第1項第11号	創立費	課程等の設置費
第1項第12号	施設費及び設備費	課程等の設置に係る施設費及び設備費
第1項第15号	を含む。第3項第5号において同じ	を含む
第1項第17号	主要な資産（第7号に掲げるものを除く。）及び負債	課程等の設置に係る主要な資産（第7号に掲げるものを除く。）及び負債

第1条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。  
4 前項の申請をしようとする者は、当該学則を変更しようとする年度の前年度の4月30日までに、次に掲げる事項を記載した私立学校学則変更概要書を知事に提出するものとする。  
（1）変更の事由  
（2）変更の時期  
（3）課程、部、学科、収容定員、学級編制、教職員組織、施設、設備等学則を変更しようとする学校の概要  
（4）収容定員の増加に係る児童、生徒又は幼児の数の確保の見込み  
（5）他の学校その他類似施設との競合等の見込み  
（6）前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項  
第1条に次の1項を加える。  
7 第5項の申請をしようとする者は、当該課程等を設置しようとする年度の前年度の4月30日までに、次に掲げる事項を記載した私立学校課程等設置概要書を知事に提出するものとする。

（1）課程等の設置の事由  
（2）課程等の設置の時期  
（3）課程、部、学科、収容定員、学級編制、教職員組織、施設、設備等課程等を設置しようとする学校の概要  
（4）設置者の資産及び負債の概要  
（5）課程等の設置に係る児童又は生徒の数の確保の見込み  
（6）他の学校その他類似施設との競合等の見込み  
（7）前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項  
第2条の見出しを「（学校法人の寄附行為の認可の申請手続）」に改め、同条第1項中「学校法人寄附行為」を「学校法人の寄附行為」に、「第2条第3項」を「第2条第5項」に、「当該学校法人の」を「当該学校法人が」に改め、同項第3号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項中「、設置している」を「又は設置している」に改め、「及び新たに収益事業を行う場合」を削り、同項後段を次のように改める。  
この場合において、同項中「第2条第5項」とあるのは「第4条第6項」と、「設置する私立学校の開設年度又は新たに課程等を設置しようとする年度」と、同項第1号中「設置する私立学校」とあるのは「新たに設置する私立学校又は課程等」と読み替えるものとする。  
第2条に次の1項を加える。  
3 第1項（各号を除く。）の規定は、学校法人が新たに収益事業を行う場合に係る寄附行為の変更の認可の申請について準用する。この場合において、同項中「第2条第5項」とあるのは「第4条第11項」と、「次に掲げる書類」とあるのは「知事が必要であると認める書類」と、「設置する私立学校の開設年度」とあるのは「収益事業を開始する年度」と読み替えるものとする。  
第3条の見出し中「停止」を「停止の届出」に改め、同条中「1箇月」を「1月」に、「次の各号に」を「次に」に改める。  
第4条の見出し中「採用解職報告」を「採用及び解職の届出」に改め、同条第3項中「第5号中」を「同項第5号中」に改める。  
第6条第2項中「告示する」を「その旨を告示するものとする」に改める。  
第9条第1項中「に定める」を「に規定する」に改め、同条第2項中「告示する」を「別に定めて、告示するものとする」に改める。  
第10条中「及び私立学校法」を「及び同法」に、「以下」を「次条第3項において」に、「告示する」を「別に定めて、告示するものとする」に改める。  
第11条第1項中「第3項を」を「第3項及び第4項を」に改め、同項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条第1項	第3条	第187条第1項において準用する同令第3条
	学校法人（学校法人	学校法人又は準学校法人（第10条に規定する準学校法人をいう。以下この条において同じ。）（学校法人又は準学校法人
第1条第1項第4号	第9条各号	第133条第1項において準用する同法第9条各号
	教育職員免許状の写し	専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）に定める教員としての資格を証する書類
第1条第1項第10号	第9条各号	第133条第1項において準用する同法第9条各号
第1条第1項第15号	第42条	第42条（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）
	を含む。第3項第5号において同じ	を含む
第1条第2項	前前年度の4月30日	前前年度の6月30日
	私立学校設置計画概要書	私立専修学校設置計画概要書
第1条第2項第2号	学科	学科、学科の属する分野、修業年限、授業時数
第1条第2項第6号	児童、生徒又は幼児	生徒

第1条第5項	課程、部又は学科（以下「課程等」という。）	課程
	第11条又は第13条	第187条第1項において準用する同令第3条
	当該課程等	当該課程
	課程等（第5項に規定する課程等をいう。以下この項において同じ。）	課程
	課程等の	課程の
第1条第6項	学校法人	学校法人又は準学校法人
第1条第7項	当該課程等を設置しようとする	当該課程を設置しようとする
	私立学校課程等設置概要書	私立専修学校課程設置概要書
第1条第7項第1号及び第2号	課程等	課程
	学科	学科、学科の属する分野、修業年限、授業時数
第1条第7項第3号	課程等	課程
第1条第7項第5号	課程等	課程
	児童又は生徒	生徒
第3条第2号	児童、生徒又は幼児	生徒
第4条第1項第4号	第9条各号	第133条第1項において準用する同法第9条

		各号
第4条第3項	「教育職員免許状の写し」	「専修学校設置基準に定める教員としての資格を証する書類」

第11条第2項の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条第1項	第3条	第190条において準用する同令第3条
	開設しようとする年度（以下「開設年度」という。）の前年度の10月31日	開設しようとする日の前日の5月前
	学校法人（学校法人	学校法人又は準学校法人（第10条に規定する準学校法人をいう。以下この項において同じ。）（学校法人又は準学校法人
第1条第1項第4号	第9条各号	第134条第2項において準用する同法第9条各号
	教育職員免許状の写し	担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有することを証する書類
第1条第1項第10号	第9条各号	第134条第2項において準用する同法第9条各号
第1条第1項第15号	第42条	第42条（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）
第1条第3項	第5条第3項	第190条において準用する同令第5条第3項

第3条第2号	児童、生徒又は幼児	生徒
第4条第1項第4号	第9条各号	第134条第2項において準用する同法第9条各号

第11条第3項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条第3項に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第1項	第2条第5項	第8条において準用する同令第2条第5項
	私立学校の	私立専修学校又は私立各種学校の
第2条第1項第1号	私立学校	私立専修学校又は私立各種学校
第2条第2項	新たに私立学校を設置する場合又は設置している私立学校に新たに課程等を設置する場合	新たに私立専修学校若しくは私立各種学校を設置する場合又は設置している私立専修学校若しくは私立各種学校に新たに課程を設置する場合
	「第4条第6項」	「第8条において読み替えて準用する同令第4条第6項」
	「新たに設置する私立学校の開設年度又は新たに課程等を設置しようとする年度」	「新たに設置する私立専修学校若しくは私立各種学校の開設年度又は新たに課程を設置しようとする年度」
	「新たに設置する私立	「新たに設置する私立

	学校又は課程等	専修学校若しくは私立各種学校又は課程
第2条第3項	「第4条第11項」	「第8条において準用する同令第4条第11項」

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年度において私立学校の収容定員の増加に係る学則の変更をしようとする場合におけるこの規則による改正後の高知県私立学校法等施行細則（以下「新規則」という。）第1条第4項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更しようとする年度の前年度の4月30日」とあるのは、「私立学校法等施行細則の一部を改正する規則（平成27年高知県規則第55号）の施行の日から起算して60日を経過する日」とする。
- 3 平成28年度において私立学校の課程、部又は学科を設置しようとする場合における新規則第1条第7項の規定の適用については、同項中「当該課程等を設置しようとする年度の前年度の4月30日」とあるのは、「私立学校法等施行細則の一部を改正する規則（平成27年高知県規則第55号）の施行の日から起算して60日を経過する日」とする。
- 4 平成28年度において私立専修学校の課程を設置しようとする場合における新規則第11条第1項において読み替えて準用する新規則第1条第7項の規定の適用については、同項中「当該課程を設置しようとする年度の前年度の4月30日」とあるのは、「私立学校法等施行細則の一部を改正する規則（平成27年高知県規則第55号）の施行の日から起算して60日を経過する日」とする。

#### 告 示

#### 高知県告示第469号

昭和54年3月高知県告示第119号（学校法人等の会計基準に係る監査事項の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

本文中「私立学校法等施行細則」を「高知県私立学校法施行細則」に改める。